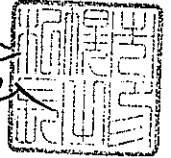


札幌市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月5日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第30号

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）の一部を次のように改正する。

- (1) 附則第5条の2中「令和4年1月31日」を「令和9年1月31日」に改め、「又は連結事業年度分」を削る。
- (2) 附則第5条の3第1項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は連結事業年度分」を削り、同条第2項中「法人税額又は個別帰属法人税額」を「法人税額」に改め、「(法人税法第103条第1項又は第104条第1項に規定する申告書に係る法人税額を除く。)」を削り、「又は個別帰属法人税額をいい、法第321条の8第12項」を「をいい、法第321条の8第23項」に改め、同条第3項中「次の各号に掲げる法人又は法人とみなされる社団等の区分に応じ、当該各号に定める日」を「法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第5項中「又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額の課税標準の算定期間」及び「又は当該個別帰属法人税額に係る連結法人税額の課税標準の算定期間」を削り、同条第7項中「第4条の7」を「第4条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条の2の改正規定（「又は連結事業年度分」を削る部分に限る。）及び附則第5条の3の改正規定（同条第2項中「(法人税法第103条第1項又は第104条第1項に規定する申告書に係る法人税額を除く。)」を削る部分を除く。）並びに次項及

び附則第3項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の札幌市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が同日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。
- 3 令和4年4月1日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。